

まちづくりを目指す必要がある。

特に今後は、それぞれの事業を途切れさせることなく、地域の中で一体的に進めていく体制づくりが求められている。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的機関として、柏市および関係機関・団体とともに、その体制の実現に努めるものとする。

(2) 地域包括支援ネットワークの構築

地域包括ケアを実現及び推進するためには、地域包括支援ネットワークが不可欠であり、地域包括支援ネットワークの構築は、介護保険法第115条の45に基づく包括的支援事業を円滑かつ効果的に行うための共通基盤となるものである。

そのためには、多様な組織・機関との間で相互に信頼される関係性を構築し、高齢者の実態把握や情報収集の契

域組織とともに、その普及推進に努めている。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的機関として、柏市及び関係機関・団体とともに、その体制の構築に努めるものとする。

(2) 地域包括支援ネットワークの構築

地域包括ケアを推進するには、地域包括支援ネットワークが不可欠であり、地域包括支援ネットワークの構築は、介護保険法第115条の45に基づく包括的支援事業を円滑かつ効果的に行うための共通基盤となるものである。

そのためには、多様な組織・機関との間で相互に信頼される関係性を構築し、高齢者の実態把握や情報収集の契機とするとともに、様々な活動を通じ

文言修正

機とするとともに、様々な活動を通じて連携・協力のためのネットワークを強固なものにしていく。

(3) 事業評価を通じた機能強化

地域包括支援センターが機能を適切に発揮していくためには、地域包括支援センターごとに業務の状況を明らかにし、それに基づいた機能強化を図る必要がある。このため、人員体制や業務の状況を地域包括支援センター運営協議会等を通して定期的に把握・評価し、事業の質の向上のための必要な改善を図ることとする。

(4) 公正性及び中立性の確保

地域包括支援センターが行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について、利用者の特性や意欲・意向を踏まえ、介護サービス事業者等を紹介するものとする。また、地域包括支援センターが業務委託する居宅介護支援事業者においても同様とす

て連携・協力のためのネットワークを強固なものにしていく。

(3) 事業評価を通じた機能強化

地域包括支援センターが機能を適切に発揮していくためには、地域包括支援センターごとに業務の状況を明らかにし、それに基づいた機能強化を図る必要がある。このため、人員体制や業務の状況を地域包括支援センター運営協議会等を通して定期的に把握・評価し、事業の質の向上のための必要な改善を図ることとする。

(4) 公正性及び中立性の確保

地域包括支援センターが行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について、利用者の特性や意欲・意向を踏まえ、介護サービス事業者等を紹介するものとする。また、地域包括支援センターが業務委託する居宅介護支援事業者においても同様とす

<p>る。</p> <p>2 地域包括支援センターの業務実施方針 (1) 介護予防ケアマネジメント業務</p> <p>介護保険の要支援認定者及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して，適切な介護予防ケアマネジメントを通して，<u>自立した生活が継続するよう支援するものとする。</u>また，基本チェックリスト等により介護予防が必要な高齢者の把握に努める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u><取組みの視点></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>自立支援に向けた課題整理・目標設定・目標達成のための具体策を利用者と共有する。</u> ○<u>利用者の主体的な取組みを引き出す工夫を図る。</u> ○<u>当事者だけでない，地域への啓発や資源開発，体制整備に向けた調整などにも同時に取り組む。</u> </div>	<p>る。</p> <p>2 地域包括支援センターの業務実施方針 (1) 介護予防ケアマネジメント業務</p> <p>介護保険の要支援認定者及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して，適切な介護予防ケアマネジメントを通して，<u>高齢者の自立支援に向けた課題整理，目標設定及びその達成のための具体策を利用者と共有し，必要なサービス利用の調整を行うとともに，それらが日常生活においても主体的に実施できるよう支援するものとする。</u>また，基本チェックリスト等により介護予防が必要な高齢者の把握に努める。</p>	<p>2 (1)～(8)に 取組みの視 点を追記</p> <p>文言修正</p> <p>地域への啓 発や資源開 発・体制整 備に向けた 調整を追記</p>
--	--	---

<p>(2) 介護予防業務</p> <p><u>地域住民が主体の通いの場・サロンを始め、地域の多様な関係者・組織と連携を図りながら、高齢者自身が主体的・継続的に取り組むことができるよう、地域ぐるみでのフレイル予防活動の推進を図る。また、フレイルリスクや要介護リスクの高い高齢者への具体的かつ適切な支援に努める。</u></p>	<p>(2) 介護予防業務</p> <p><u>栄養・運動・社会参加に着目したフレイルの概念に基づいた介護予防の取り組みを効果的に進めるため、フレイルチェック講座を実施し、フレイルのリスクの高い高齢者に対し必要な支援を行う。また、地域住民がフレイル予防活動に主体的に取り組めるよう、地域の関係機関との連携により通いの場やサロン等市民による活動に対し、立ち上げを含めた支援やコーディネートを行い地域ぐるみのフレイル予防を推進するものとする。</u></p>	<p>文言修正</p>
<p><u><取り組みの視点></u></p> <p><u>○フレイルチェック講座の実施により、広く啓発を行うとともに、要介護リスク・フレイルリスクの高い者への支援を、多職種連携により進める。</u></p> <p><u>○介護関連データ（JAGESデータ、KDBデータ、介護保険データ）を活用し、地域診断に基づく対策を講じる。</u></p> <p><u>○既存の活動団体への支援と合わ</u></p>		<p>多職種連携を追記</p> <p>介護関連データを活用した地域診断に基づく対策を追記</p>

<p><u>せて、不足する資源の開発などにも取り組む。</u></p> <p><u>○新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した取り組み方法を検討する。</u></p>		
<p>(3) 総合相談支援業務</p> <p><u>高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域の身近な相談窓口としての機能を果たすものとする。</u></p>	<p>(3) 総合相談支援業務</p> <p><u>高齢者が地域で安心して日常生活が送れるよう、様々な相談をすべて受け止め、それぞれのニーズに応じた適切な機関・制度・サービスに繋ぐとともに、継続的にフォローして、高齢者のワンストップサービス拠点としての機能を果たすものとする。</u></p>	<p>感染症拡大防止の取り組みを追記</p>
<p><u><取り組みの視点></u></p> <p><u>○様々な相談におけるそれぞれのニーズに応じた適切な機関・制度・サービスに繋ぐとともに、継続的にフォローするため、地域の状況や課題の把握を行う。</u></p> <p><u>○包括的・継続的な支援の入り口となるワンストップサービス拠点機能を果たす。</u></p> <p><u>○地域共生社会の実現に向け、障害</u></p>		<p>文言修正</p> <p>地域の状況や課題の把握を追記</p>

<p><u>福祉分野や生活困窮分野等の各専門支援機関との円滑な連携を推進するため、関係構築の強化を図る。</u></p>		<p>地域共生社会の実現に向けた関係構築の強化を追記</p>
<p>(4) 権利擁護業務</p> <p><u>地域住民・民生委員・介護支援専門員等の見守り支援だけでは十分に問題が解決できない困難な状況にある高齢者が、尊厳をもって安心して生活ができるよう、関係機関のネットワークにより、専門的・継続的な視点から必要な支援を行うことを目的とする。</u></p>	<p>(4) 権利擁護業務</p> <p>判断力が低下している高齢者等が介護者から適切な介護を受けられない等、高齢者の権利侵害に対して、様々な制度・サービスを活用して、尊厳ある生活を送れるよう、積極的に介入し支援を行う。</p> <p>また、高齢者虐待や消費者被害が発生している場合には、「柏市高齢者虐待防止マニュアル」等に則り、市と連携して迅速な対応を図るものとする。あわせて、成年後見制度の利用促進や消費者被害の防止等について、関係機関と協力して普及啓発を進める。</p>	<p>文言修正</p> <p>成年後見制度の積極的な活用を追記</p>
<p><u><取組みの視点></u></p> <p><u>○利用者がメリットを実感できる成年後見制度の積極的な活用を図る。</u></p> <p><u>○虐待の早期発見・早期対応に努める。</u></p> <p><u>○複合的な課題に適切な対応を行うため、関係機関との連携体制の</u></p>		<p>虐待の早期発見・早期対応を追記</p> <p>関係機関との連携体制を追記</p>

充実を図る。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が地域で望ましい在宅生活を継続する上で、これを阻害する複合的な課題を解決し、必要な介護サービスや社会資源の活用等、介護支援専門員のケアマネジメント業務に対する相談支援を行うほか、地域全体での多職種による連携体制を強化・構築するなどケアマネジメントが適切に提供できる環境整備に努めるものとする。

<取組みの視点>

○施策の方向性や介護支援専門員のニーズを把握したうえで、必要な研修を実効的に行う。

○地域内での他機関及び多職種連携を進めることで、包括的・継続的なケアを実現できるケアマネジメントが提供される環境を構

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が地域で望ましい在宅生活を継続する上で、これを阻害する複合的な課題を解決し、必要な介護サービスや社会資源の活用など、介護支援専門員のケアマネジメント業務に対する相談支援を行うほか、地域全体での多職種による連携体制を強化・構築するなどケアマネジメントが適切に提供できる環境整備に努めるものとする。

文言修正

介護支援専門員への研修を追記

包括的・継続的なケア実現のための環境構築を追記

<p><u>築する。</u></p>	<p>(6) 生活支援体制整備事業の推進</p> <p><u>地域ケア会議や総合相談支援等より，地域課題を把握し，地域関係者，多様な関係者と連携を図りながら，高齢者が安心して暮らせる体制づくりを進める。</u></p> <p><u><取組みの視点></u></p> <p><u>○地域ケア会議や相談支援等で把握した地域課題を社会福祉協議会，地域支えあい推進員等地域関係者と共有し，地域資源の整理を行う。</u></p> <p><u>○既存の活動団体への支援と合わせて，地域関係者，NPO民間事業者と連携し不足する資源の開発にも取り組む。</u></p> <p>(7) 認知症施策の推進</p> <p>認知症になっても，住み慣れた地域</p>	<p>文言修正</p> <p>地域課題を共有する関係者を追記</p> <p>資源開発への取組みを追記</p>
<p>(6) 生活支援体制整備事業の推進</p> <p><u>地域ケア会議や総合相談支援等より，地域課題を把握し，地域関係者，多様な関係者と連携を図りながら，高齢者が安心して暮らせる体制づくりを進める。</u></p> <p><u><取組みの視点></u></p> <p><u>○地域ケア会議や相談支援等で把握した地域課題を社会福祉協議会，地域支えあい推進員等地域関係者と共有し，地域資源の整理を行う。</u></p> <p><u>○既存の活動団体への支援と合わせて，地域関係者，NPO民間事業者と連携し不足する資源の開発にも取り組む。</u></p> <p>(7) 認知症施策の推進</p> <p>認知症になっても，住み慣れた地域</p>	<p>(6) 生活支援体制整備事業の推進</p> <p><u>地域ケア会議や総合相談支援で把握した地域課題・資源情報を地域支えあい推進員と共有するほか，市民・団体等によるインフォーマルサービスを活用した自立に向けたケアマネジメントを行う。</u>これらを通じて，地域支えあい推進員と連携し，地域資源の開発に向けた提案を行うなど，地域の実情に応じた生活支援体制の構築を進める。</p> <p>(7) 認知症施策の推進</p> <p>認知症になっても，住み慣れた地域</p>	<p>文言修正</p> <p>地域課題を共有する関係者を追記</p> <p>資源開発への取組みを追記</p>

<p>で尊厳をもって暮らし続けることができるよう、<u>認知症地域支援推進員を中心に、認知症理解の推進や居場所づくり、相談支援体制の強化を図る。</u></p> <p><u><取組みの視点></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>かしわオレンジフレンズや地域内の店舗等と協力し、認知症の方の見守り体制を構築する。</u> ○<u>認知症の方や家族の居場所としてカフェを主催するとともに、既存の資源での受け入れや新しい資源開発に取り組む。</u> ○<u>若年者も含め、認知症についての相談先としての認知度を高めるよう、周知を行う。</u> 	<p>で尊厳をもって暮らし続けることができるよう<u>認知症地域支援推進員を中心として効果的な相談支援を行うものとする。</u>また、<u>認知症支援の市民ボランティアであるかしわオレンジフレンズとともに、認知症の人や家族を見守るための普及啓発等を行い、認知症にやさしい地域づくりを推進するものとする。</u></p>	<p>文言修正</p> <p>認知症カフェの開催を追記</p> <p>認知症の相談先としての認知度向上について追記</p>
<p>(8) 地域ケア会議の実施</p> <p>包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施を図るため、<u>保健・医療・福祉の専門職</u>、民生委員等の地域関係者、<u>課題解決のための助言</u></p>	<p>(8) 地域ケア会議の実施</p> <p>包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施を図るため、<u>介護支援専門員、保健医療及び福祉の専門職</u>、民生委員等の地域関係者により</p>	<p>文言修正</p> <p>地域ケア会議構成員の記載</p>

<p><u>者等</u>により構成される地域ケア会議を開催する。<u>会議は個別ケースの課題解決に向けた検討を行うとともに、個別ケースの検討により抽出された地域課題について、地域づくりや政策形成に結びつけられるよう検討を行うものとする。</u></p>	<p>構成する地域ケア会議を開催し、個別ケースの課題解決に向けた検討を行うとともに、<u>これらを通じて地域課題の把握と地域における支援体制づくり、施策づくりに向けた検討を行うものとする。</u></p>	<p>方法を変更 文言修正</p>
<p><u><取組みの視点></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することにより、高齢者の課題解決の支援及び自立に向けたケアマネジメントを支援し、関係機関とのネットワークを構築する。</u> ○<u>個別ケースの課題分析を積み重ねることにより、地域に共通した課題を発見する。</u> ○<u>個別ケースの積み重ねから得られた地域課題について、関係機関と共有し、地域で必要な資源の開発や取組みを明らかにし、政策を</u> 		<p>地域課題の抽出及び解決のための取組みを行うことを</p>

立案・提言していく。

3 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき事業

担当圏域における日常生活圏域データや高齢者一般調査（健康と暮らしの調査）等から地域特性を把握する。さらに担当圏域の総合相談支援のデータ分析を行い、地域ケア会議等で検討した地域課題を住民と共有し、その解決策を重点事業として計画に位置づけ、具体的な推進方策を明確にして計画的に取り組むこととする。

4 市及び他の地域包括支援センターとの連携

「第8期柏市高齢者いきいきプラン21」における各種施策の円滑な推進及び地域包括支援センター業務の適切な運営を図るとともに、柏市と地域包括支援センターの役割分担の調整等を行う機会と

3 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき事業

担当圏域における日常生活圏域データや高齢者一般調査（健康と暮らしの調査）等から地域特性を把握する。さらに担当圏域の総合相談支援のデータ分析を行い、地域ケア会議等で検討した地域課題を住民と共有し、その解決策を重点事業として計画に位置づけ、具体的な推進方策を明確にして計画的に取組むこととする。

4 市及び他の地域包括支援センターとの連携

「第7期柏市高齢者いきいきプラン21」における各種施策の円滑な推進及び地域包括支援センター業務の適切な運営を図るとともに、柏市と地域包括支援センターの役割分担の調整等を行う機会と

追記

文言修正

第8期に修正

<p>して、以下の会議を定期的を開催するものとする。</p> <p><u>(1) 地域包括支援センター長会議</u></p> <p><u>(2) 専門職連携会議</u></p> <p> <u>ア 医療職会議</u></p> <p> <u>イ 社会福祉士会議</u></p> <p> <u>ウ 主任ケアマネ会議</u></p> <p> <u>エ 介護予防個別会議</u></p> <p> <u>オ 認知症地域支援推進員会議</u></p> <p><u>(3) 地域包括支援センター連携会議</u></p>	<p>して、以下の会議を定期的を開催するものとする。</p> <p><u>(1) 地域包括支援センター長会議</u></p> <p> <u>地域包括支援センターの運営に関わる柏市からの情報提供や課題等を協議・意見交換する場として開催する。</u></p> <p> <u>また、仕様に定める業務について、各センター間において好事例や課題、解決策等の情報共有を図る。</u></p> <p><u>(2) 専門職連携会議</u></p> <p> <u>地域包括支援センターの各業務に関する統一的な事務処理や改善策等を協議・検討する場として定期的を開催する。</u></p> <p> <u>ア 医療職会議</u></p> <p> <u>介護予防事業の推進に関する保健師・看護師による会議</u></p> <p> <u>イ 社会福祉士会議</u></p> <p> <u>高齢者虐待防止及びその他権利擁護業務に関する社会福祉士による会議</u></p> <p> <u>ウ 主任ケアマネ会議</u></p>	<p>各会議体記載方法変更</p>
<p><u><各会議の位置づけ></u></p> <p><u>○センター長会議</u></p> <p> <u>地域包括支援センターの運営に関し、柏市からの情報提供、課題等を協議、意見交換する。</u></p> <p> <u>また、仕様に定める業務について、各センター間において好事例や課題、解決策等の情報共有を図る。</u></p> <p><u>○専門職連携会議</u></p> <p> <u>地域包括支援センターの各業務</u></p>	<p><u>地域包括支援センターの各業務に関する統一的な事務処理や改善策等を協議・検討する場として定期的を開催する。</u></p> <p> <u>ア 医療職会議</u></p> <p> <u>介護予防事業の推進に関する保健師・看護師による会議</u></p> <p> <u>イ 社会福祉士会議</u></p> <p> <u>高齢者虐待防止及びその他権利擁護業務に関する社会福祉士による会議</u></p> <p> <u>ウ 主任ケアマネ会議</u></p>	<p>各会議の位置づけを記載</p> <p>各会議体において文言修正</p>

<p><u>に関する統一的な事務処理や改善策等を協議，意見交換する。</u></p> <p>○<u>医療職会議</u></p> <p><u>保健師・看護師により，フレイル予防事業の推進を目的とした事項を協議する。</u></p> <p>○<u>社会福祉士会議</u></p> <p><u>社会福祉士による高齢者虐待防止及びその他権利擁護業務に関し協議する。</u></p> <p>○<u>主任ケアマネ会議</u></p> <p><u>主任介護支援専門員により，包括的・継続的ケアマネジメント支援業務及び地域ケア会議に関し協議する。</u></p> <p>○<u>介護予防個別会議</u></p> <p><u>職種に限らずケアプランナーとして，自立支援に資する介護予防ケアマネジメントに関し協議する。</u></p> <p>○<u>認知症地域支援推進員会議</u></p>	<p><u>包括的・継続的ケアマネジメント支援業務及び地域ケア会議に関する主任介護支援専門員による会議</u></p> <p>エ <u>介護予防個別会議</u></p> <p><u>自立本位の介護予防ケアマネジメントに関するケアプランナーによる会議</u></p> <p>オ <u>認知症地域支援推進員会議</u></p> <p><u>認知症施策に関する認知症地域支援推進員による会議</u></p> <p>(3) <u>地域包括支援センター連携会議</u></p> <p><u>地域包括支援センターの各事業の実施状況や計画の達成状況を把握するとともに，課題の解決等について市との連携を図ることを目的に，市職員が地域包括支援センター長等と実施する。</u></p>	
---	--	--

<p><u>認知症地域支援推進員により，認知症施策の推進を目的とした事項を協議する。</u></p> <p>○ <u>地域包括支援センター連携会議</u></p> <p><u>地域包括支援センターの各事業の実施状況や計画の達成状況を把握するとともに，課題の解決等を図ることを目的に，市職員が地域包括支援センター長等と実施する。</u></p>		
---	--	--